



市長会見の項目(概要)

と き:令和3年6月24日(木)14:00~

ところ:市政記者室

(注)申請期限が延長されました。また、各コールセンターの受付時間が変更されました。 詳しくは、大阪市ホームページ「<u>『新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金』の支</u>給について」をご確認ください。

■「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の独自加算及び申請受付の開始について

<担当:福祉局生活福祉部自立支援課 電話:06−6208−7985> 【フリップ(あり)】

- ◆ 大阪市は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化したことにより、総合支援資金の再貸付を終了した世帯や再貸付について不承認とされた世帯に対して、就労による自立を図るため支給する「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」に、本市独自で4人以上の世帯に段階的に加算を行う。
- ◆ 支給額は、世帯の人数ごとに月額の金額が異なり、国の制度では、単身世帯には6万円、2人世帯には8万円、3人以上世帯には一律10万円となる。
- ◆ 大阪市では、独自に、4人以上の世帯に対して1人増えるごとに2万円の加算(上限額10万円)を行う。
- ◆ 支給期間は3か月間で、毎月最大で20万円を支援していく。
- ◆ 支援金の申請は、令和3年7月1日(木曜日)から受付を開始する。
- ◆ 申請期間は、令和3年8月31日(火曜日)までとなり、郵送等により申請を受け付ける。要件や申請書類など、詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。
- ◆ また、この支援金の問合せに対応するコールセンターを令和3年6月25日(金曜日)9時から開設する。月曜日から金曜日は20時まで、土曜日、日曜日及び祝日は17時30分まで対応する。
- ◆ これまでに、特例貸付の再貸付申請を行われた方は、こういった支援施策も活用していただき、コロナ禍の大変な状況を乗り切っていただきたい。